

# 文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱

昭和 59 年 3 月 31 日

58 保保発第 202 号

平成 16 年 8 月 9 日

16 文保生第 1840 号改正

## 第 1 目 的

この要綱は、小規模貯水槽水道の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## 第 2 基本方針

小規模貯水槽水道の衛生管理は、管理者自ら責任を持って行うべきものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、管理者の協力のもとに指導を行うものとする。

## 第 3 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 1. 小規模貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）

貯水槽を有する水道の施設のうち、「水道法」（昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号 以下「法」という。）又は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年 4 月 14 日 法律第 20 号）の適用を受けないものをいう。

### 2. 管理者

貯水槽水道の所有権を有するもの又は管理権原を有する者をいう。

### 3. 貯水槽

受水槽、高置水槽又は圧力水槽をいう。

### 4. 保健所長

貯水槽水道の所在地を管轄する保健所長をいう。

### 5. 水道事業者

法第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業経営をする者をいう。

## 第 4 適用地域

文京区の行政区域とする。

## 第5 責 務

### 1. 管理者の責務

管理者は、貯水槽水道の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。

### 2. 保健所長の責務

保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

## 第6 平常時の措置

### 1. 管理者の措置

管理者は、貯水槽水道について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (2) 貯水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (3) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。

また、その結果異常が判明したときは、直ちに保健所に連絡してその指導を受けること。

- (4) 必要に応じて、法に定める水質検査を行うこと。
- (5) 貯水槽の清掃を1年に1回定期的に行うこと。
- (6) 貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障の無い適切な構造設備とすること。

### 2. 保健所長の業務

保健所長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 貯水槽水道の実態を把握するために必要な調査を行うこと。
- (2) 管理者に対して貯水槽水道に関する衛生上必要な指導を行うこと。
- (3) 貯水槽水道の衛生管理に関する区民の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

## 第7 汚染事故発生時の措置

### 1. 管理者の措置

管理者は、貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図ること。
- (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (4) 当該施設が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確認してから、給水を開始すること。

## 2. 保健所長の業務

保健所長は、貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 情報収集及び関係機関への連絡
  - ア. 事故の内容を的確に把握すること。
  - イ. 必要に応じて水道事業者に連絡し、汚染調査、管理者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。
- (2) 汚染調査及び水質検査
  - ア. 汚染調査  
当該施設管理者（管理者不在の場合は関係者）の立会いのもとに現場において水質検査を行い、汚染の原因及び経路を調査すること。
  - イ. 水質検査  
汚染調査の結果、必要があると認めた場合、東京都健康安全研究センター等の検査機関に水質検査を依頼すること。
- (3) 管理者に対する指導  
汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第7.1の規定に従って適切な措置をとるよう、当該施設の管理者を指導すること。

### 付 則

1. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
2. 「水道法適用外受水槽以下給水施設の汚染事故対策要綱」（昭和51年10月15日付51文保保発第132号）は廃止する。

### 付 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。